



担 当	署 長 村井 雄亮
	監督課長 宮野 幹二郎
	電 話 0191-23-4125
	(夜間) 0191-23-4611

労働基準法違反事件の送致について

— 違法な時間外労働を行わせた法人と本社元管理部長を書類送検 —

一関労働基準監督署（署長 村井雄亮）は、本日、労働基準法違反の疑いで、法人と本社元管理部長を盛岡地方検察庁一関支部に書類送検した。

1. 被疑者

- (1) 東北フローズン株式会社（本社：一関市萩荘）
- (2) 被疑者 A（本社 元管理部長、男、48 歳）

2. 違反被疑条文

労働基準法 第 32 条第 2 項（労働時間）

同法 第 119 条第 1 号（罰則）

同法 第 121 条第 1 項（両罰規定）

3. 事件の概要

東北フローズン株式会社（以下「被疑会社」という。）は、岩手県一関市萩荘に本店を置き、東北各県及び北海道に支店・営業所を設け、アイスクリーム等フローズン商品の卸売業を営む事業場である。被疑者 A は、被疑会社の管理部長（当時）として、管理部門の労働者を指揮監督し業務全般を統括管理する者であるが、被疑会社では、労働基準法第 36 条に基づく時間外労働及び休日労働に関する労使協定（以下「36 協定」という。）を締結せず、被疑会社管理部門の労働者 4 名に対し、平成 28 年 6 月 16 日から同年 7 月 15 日までの間に延べ 20 日間、1 日の法定労働時間（8 時間）を 1 時間から 7 時間を超えて違法な時間外労働を行わせていたものである。

一関労働基準監督署では、被疑会社に対して過去から継続して行政指導を行っていたが、被疑会社は是正を図ることなく違法な時間外労働を行わせていたものである。

4. 参考補足事項

一関労働基準監督署では、過重労働による健康障害防止対策、労働時間の適正管理を重点対策の一つとして位置付け、違法な時間外労働など労働時間管理が適正でないと思われる事業場や長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場に対して、監督指導を強化している。

法違反が認められる事業場について、再三の行政指導に対して是正を図らず、違法な時間外労働を繰り返すなど重大かつ悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針である。

関 係 法 令

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抄）

第三十二条（労働時間）

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

3～6 （略）

第一百十九条（罰則）

次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、（－以下省略－）の規定に違反した者

二～四 （略）

第二百一十一条（両罰規定）

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 （略）